

2012年9月3日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 233 号)

国家發展改革委員会、 『外商投資プロジェクト審査・認可管理弁法』 の意見募集稿を公表 ～審査・認可権限の委譲が進む～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家發展改革委員会は8月16日付で、『外商投資プロジェクト審査・認可管理弁法』の意見募集稿（以下、『意見募集稿』という）を公表しました。これは、同委員会が2004年10月9日付で公布、施行した『外商投資プロジェクト審査・認可暫定管理弁法』（国家發展改革委員会令第22号、以下『暫定弁法』という）の改訂草案になります。

『意見募集稿』では、プロジェクト審査・認可権限の委譲を進めているほか、増資やM&Aの場合には投資総額ではなく追加投資額、取引額を基準として審査・認可すると規定。認可条件については、プロジェクト内容と地域経済、社会、環境との調和に配慮すべきことを明記しています。また、公共の利益に係わるプロジェクトについては、国家發展改革委員会が一般市民から直接意見を聴取すべきとする規定も盛り込んでいます。

実際に改訂された場合、外商投資企業の設立やプロジェクトの認可取得業務にも影響が出てくる可能性もあるため、留意が必要です。以下、『意見募集稿』の主な変更点について解説します。

□ プロジェクト審査・認可権限の変更

『意見募集稿』の改訂ポイントの1つは、外商投資プロジェクトの審査・認可権限の委譲を進めていることです。『暫定弁法』では、『外商投資産業指導目録』の奨励類・許可類に対する地方發展改革委員会の審査・認可権限が投資総額1億ドル未満と規定されていましたが、2010年5月に公布された『外商投資プロジェクトの審査・認可権限委譲業務の適切な遂行に関する通達』（発改外資[2010]914号、以下『通達』という）において、この権限が3億ドル未満へと引き上げられており、『意見募集稿』でもこの権限委譲を踏襲しています。一方、奨励類・許可類で5億ドル以上、制限類で1億ドル以上のプロジェクトはこれまで、国家發展改革委員会の審査・確認後に国务院の審査・認可が必要とされてきましたが、

『意見募集稿』からは国务院の審査・認可権限に係る条文が削除されています。

【図表1】外商投資プロジェクトの審査・認可権限

『暫定弁法』（現行規定）			『意見募集稿』		
総投資額	奨励類 許可類	制限類	総投資額	奨励類 許可類	制限類
5億ドル以上	国务院 国家発改委	国务院 国家発改委	3億ドル以上	国家発改委	国家発改委
3億～5億ドル	国家発改委		5千万～3億ドル	地方発改委*	
1億～3億ドル	地方発改委*#	国家発改委	5千万ドル未満		省級発改委
5千万～1億ドル		省級発改委			
5千万ドル未満					

*『通達』により、地方発展改革委員会の審査・認可権限が1億ドル未満から3億ドル未満に広がっています。
#『政府が審査・認可する投資プロジェクト目録』（国発[2004]20号の付属文書）において国务院関連部門の審査・認可が必要と規定されている業種やプロジェクトを除く。

*国务院がプロジェクトの審査・認可機関に対して別途規定を設けている場合などを除く。

発改委＝発展改革委員会
地方発改委＝省級以下の発展改革部門

（関連規定に基づき中国アドバイザー一部作成）

もう1つ重要な変更点は、増資や合併・買収時の審査・認可について、増資や合併・買収後の投資総額ではなく、追加投資額、実際の取引額に基づき審査・認可を行うと規定していることです（『意見募集稿』第5条）。これは「投資総額（増資を含む）」（『暫定弁法』第3条、『通達』第1条）と規定し、過去の投資総額と追加投資額を合算した額に対して審査・認可を行うとしている現行規定とは大きく異なります。例えば、投資総額が2億ドルの奨励類・許可類プロジェクトに2億ドルを追加投資した場合、投資総額は合わせて4億ドルとなり、現行規定では国家発展改革委員会が審査・認可を行うこととなります。しかし、『意見募集稿』の規定がそのまま採用されれば、追加投資分の2億ドルのみについて地方発展改革委員会が審査・認可を行うこととなります。

【図表2】追加投資時のプロジェクト審査・認可機関



『意見募集稿』
第五条 増資プロジェクトの投資総額は新たに増えた投資額で、合併・買収プロジェクトの投資総額は取引額で計算する。

『意見募集稿』では、外資が国家利益に係わる国内企業を合併・買収する際に、関連規定に基づき「安全審査」¹ 手続を行うよう規定している（『意見募集稿』第5条）ほか、「国务院がプロジェクトの審

¹ 重要産業のM&Aに関わる安全審査制度については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第188号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードが可能です。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.188.pdf

査・認可機関に対して別途規定を設けている場合」²や「銀行・証券・保険等の金融分野の外商投資プロジェクト」は、関連規定に基づいて審査・認可を行うこととしています（同第6条）。

□ プロジェクト申請に必要な書類

外商投資プロジェクトの申請報告に記載すべきとされる内容にも、大きな変化が見られます。『暫定弁法』ではプロジェクト自体の規模や技術に重点が置かれていましたが、『意見募集稿』ではプロジェクトが地域の社会、経済、環境等に与える影響を重視していることが分かります。なお、外国投資家が国内企業に対して M&A を行う場合、生産や投資の規模に大きな変更がなければ「申請報告を適度に簡素化できる」としています（『意見募集稿』第7条）。

【図表3】プロジェクト申請報告の必須内容

『暫定弁法』（第5条）	『意見募集稿』（第7条）
(一) プロジェクトの名称、経営期限、投資家の基本情報	(一) プロジェクトと投資家の基本情報
(二) プロジェクトの建設規模、主要な建設内容および製品、採用する主要な技術およびプロセス、製品の目標市場、雇用計画人数	(二) 発展計画、産業政策および業界参入の分析
(三) プロジェクトの建設場所および土地、水、エネルギー等の資源の需要、ならびに主要原材料の消費量	(三) 資源開発および総合利用の分析
(四) 環境影響評価	(四) 省エネルギー案の分析
(五) 公共製品あるいはサービスに係る価格	(五) 建設用地、土地収用、立退および住民移住措置の分析
(六) プロジェクトの投資総額、登録資本金および各投資家の出資額、出資方法および融資案、輸入が必要な設備およびその金額	(六) 環境および生態への影響の分析
	(七) 経済および社会への影響の分析

（関連規定に基づき
中国アドバイザー一部作成）

プロジェクト申請報告に必要な添付書類については、『暫定弁法』をほぼ踏襲していますが、加えて「省エネルギー評価文書または省エネルギー登記表」の提出を求めています。この「省エネルギー評価文書」「省エネルギー登記表」に関しては『固定資産投資プロジェクト省エネルギー評価審査暫定弁法』（国家发展改革委员会令第6号、2010年11月施行）において、「固定資産投資プロジェクトの省エネルギー評価文書およびその審査意見、省エネルギー登記表およびその登記届出意見は、プロジェクト審査・批准、審査・認可あるいは建設開始の前提条件」であり、省エネ審査に合格していない固定資産投資プロジェクトに対する審査・認可を行ってはならないと定められています（第4条）。『意見募集稿』の条文は、当該弁法に基づく新たな規定とみられます。なお、省エネ審査を行うのは、プロジェクト審査・認可権限を持つ国家发展改革委员会と地方发展改革部門です。

² 一部の業種・プロジェクトについて、審査・認可権限を有する部門が『国務院の投資体制改革に関する決定』（国発[2004]20号）の付属文書「政府が審査・認可する投資プロジェクト目録（2004年本）」に列挙されています。

【図表4】プロジェクト申請報告に必要な添付書類

(一)	中外各投資家の企業登録証明書類および監査を経た直近の企業財務諸表（貸借対照表および損益計算書、キャッシュフロー計算書を含む）、口座開設銀行が発行した資金信用証明
(二)	投資意向書、増資・合併・買収プロジェクトの企業董事会決議書
(三)	銀行が発行した融資意向書
(四)	環境保護行政主管部門が発行した環境影響評価意見書
(五)	都市・農村計画部門が発行した計画地選定の意見書
(六)	国土資源管理部門が発行したプロジェクト用地予備審査意見書
(七)	国有資産もしくは土地使用権で出資する場合、関連主管部門が発行した確認文書の提出
(八)	省エネルギー評価文書または省エネルギー登記表
(九)	法律・法規が提出を求めるその他の書類

（『意見募集稿』第8条）

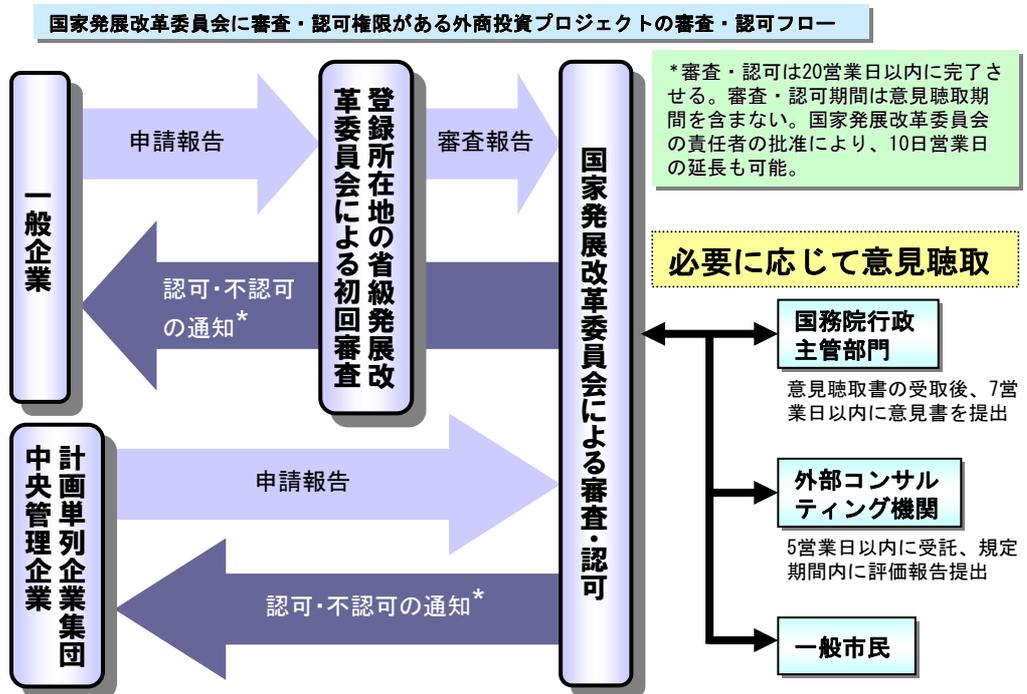
□ 審査・認可のプロセスと認可条件

外商投資プロジェクトの審査・認可手順については、国家発展改革委員会が審査・認可権限を持つプロジェクトの場合、必要に応じて国务院の各部門や外部機関から意見を求めること（『意見募集稿』第10条、第11条）とされているのはこれまでどおりですが、新たに「公共の利益に重大な影響を与える可能性があるプロジェクトについて、国家発展改革委員会は審査・認可を行うときに適切な方法を採用して公衆の意見を求めなければならない」という条文が追加されています（同第11条）。一般市民からの意見聴取につ

ては、『企業投資プロジェクト審査・認可暫定弁法』（国家発展改革委員会令第19号、2004年9月公布・施行）³の第14条で同様の規定がなされていますが、その翌月に公布された『暫定弁法』にはこの文言が盛り込まれていませんでした⁴。

プロジェクトの認可条件については、『外商投資産業

【図表5】プロジェクト審査・認可のフロー



（『意見募集稿』に基づき中国アドバイザー一部作成）

³ 当該弁法は第4条で「外商投資プロジェクトと国外投資プロジェクトの審査・認可弁法は別途制定する」と規定しており、これを受けて公布されたのが『暫定弁法』になります。

⁴ 一部の地方政府が公布した実施細則には、一般市民からの意見聴取規定がすでに盛り込まれています。例えば、北京市は『北京市外商投資プロジェクト審査・認可暫定実施弁法』（京発改[2005]2598号）の第10条で規定しています。

指導目録』や外貨管理、独占禁止、安全審査等の法律・法規遵守の審査はもちろんですが、とりわけプロジェクト実施地域の社会経済や開発計画、環境保護政策に対する配慮を求めているのが特徴的です。この背景には、中国政府が近年、外資導入の「量」から「質」への転換を目指すとともに、企業プロジェクトにおける環境保護や省エネを重視し、「両高一資」⁵などの環境負荷が大きいプロジェクトに対する規制を強めていることがあります。一方で、『暫定弁法』にあった「国家が規定する技術、プロセス標準の要求に符合していること」という条件が『意見募集稿』では削除されています。

認可されたプロジェクトには審査・認可文書が発行されます。この審査・認可文書に基づき、企業設立や許認可取得の手続を進めることができます。

【図表 6】プロジェクトの認可条件

*追加部分を太字で示しています。

(一)	国家の関連法律・法規および『外商投資産業指導目録』、『中西部地区外商投資優位産業目録』の規定に符合していること
(二)	国民経済および社会発展の総合的な計画、 主体機能区計画⁶ 、 特別項目計画⁷ 、産業政策の要求に符合していること
(三)	公共の利益および 国家の独占禁止 、 安全審査 の関連規定に符合していること
(四)	土地利用計画および都市・農村計画、 省エネルギー審査意見 、環境保護政策の要求に符合していること
(五)	地域の配置 、 開発と資源利用の要求 に符合していること
(六)	国家の資本項目管理、外債管理の関連規定に符合していること

(『意見募集稿』第 14 条)

*

『意見募集稿』の詳細につきましては、6 ページ以降の日本語仮訳と 10 ページの中国語原文をご参照ください。なお、『意見募集稿』に対するパブリックコメントを国家发展改革委員会に提出できます。提出方法は以下のとおりです。

提出方法：1. 郵送 北京市西城区月壇南街 38 号 (郵便番号 100824)

国家发展改革委員会利用外資和境外投資司

(封筒に「《外商投資項目核准暫行管理辦法》修訂征求意见回復」と明記)

2. 電子メール xipeng@ndrc.gov.cn

募集期限：2012 年 9 月 15 日

『意見募集稿』は未だ草案段階にあることから、弁法が正式に公布されるまでに条文内容が変更される可能性もあります。今後、追加情報入手次第、随時ご案内いたします。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

⁵ 「両高一資」とは、エネルギー消費量が多く、汚染物質の排出が多く、資源を大量に消費する産業（鉄鋼、セメント、板ガラス、石炭科学等）のことを指します。

⁶ 「主体機能区計画（主体功能区规划）」とは、全国を「最適化開発区」、「重点開発区」、「開発制限区」、「開発禁止区」に分け、区域特性に合わせた国土の開発、または開発の制限、禁止により持続的な発展と自然環境の保護を図る國務院の方針のことを指します。

⁷ 「特別項目計画（专项规划）」とは、国民経済と社会発展において特定の分野を対象とする発展計画のことを指します。農業、水利、交通、エネルギー、環境保護、防災、教育、文化、社会保障等の分野があります。

(日本語仮訳)

外商投資プロジェクト審査・認可管理弁法 (意見募集稿)

第一章 総則

- 第一条** 『中華人民共和国行政許可法』、『外商投資方向の指導規定』、『国务院の投資体制改革に関する決定』、『外資利用業務をより適切に遂行するための国务院の若干意見』に基づき、外商投資プロジェクトに対する審査・認可管理を規範化するため、特に本弁法を制定する。
- 第二条** 本弁法は中外合資、中外合作、外商独資、外商投資パートナーシップ、外商投資家による国内企業の合併・買収、外商投資企業（国外上場後、変更により成立した外商投資企業を含む）の増資および再投資プロジェクト、ならびにその他の外商投資プロジェクト等を含む各種外商投資プロジェクトに適用する。

第二章 審査・認可機関と権限

- 第三条** 『外商投資産業指導目録』の分類に照らして、投資総額が3億米ドルおよびそれ以上の奨励類・許可類プロジェクト、ならびに投資総額が5000万米ドルおよびそれ以上の制限類プロジェクトは、国家発展改革委員会がプロジェクト申請報告を審査・認可する。
- 第四条** 投資総額が3億米ドル未満の奨励類・許可類プロジェクト、ならびに投資総額が5000万米ドル未満の制限類プロジェクトは、地方発展改革部門が審査・認可し、そのうち制限類プロジェクトについては必ず省級発展改革部門が審査・認可し、この種のプロジェクトに係る審査・認可権を委譲してはならない。
- 第五条** 上述のプロジェクトのうち、増資プロジェクトの投資総額は新たに増えた投資額で、合併・買収プロジェクトの投資総額は取引額で計算する。
外国投資家が合併・買収する国内企業プロジェクトが国家の安全に係わる場合、国家の関連規定に照らして安全審査を行わなければならない。
- 第六条** 国务院がプロジェクトの審査・認可機関に対して別途規定を設けている場合、および銀行・証券・保険等の金融分野の外商投資プロジェクトは、国家の関連規定に照らして取り扱う。

第三章 プロジェクト申請報告

- 第七条** 外商投資プロジェクトは、国家の関連要求に則ってプロジェクト申請報告を立案しなければならない。国家発展改革委員会に報告・送付するプロジェクト申請報告は以下の内容を含まなければならない。
- (一) プロジェクトと投資家の基本情報

- (二) 発展計画、産業政策および業界参入の分析
- (三) 資源開発および総合利用の分析
- (四) 省エネルギー案の分析
- (五) 建設用地、土地収用、立退および住民移住措置の分析
- (六) 環境および生態への影響の分析
- (七) 経済および社会への影響の分析

外国投資家が国内企業を合併・買収するプロジェクトにおいて、生産および投資規模の拡大に係わらない場合は、申請報告を適度に簡素化できるが、国内企業の状況、投資家の状況、合併・買収計画、合併・買収後の経営方式、経営範囲と持分構成、融資案、合併・買収で得た収入の使用計画等を含まなければならない。

第八条 国家発展改革委員会に報告・送付するプロジェクト申請報告には以下の文書を添付しなければならない。

- (一) 中外各投資家の企業登録証明書類および監査を経た直近の企業財務諸表（貸借対照表および損益計算書、キャッシュフロー計算書を含む）、口座開設銀行が発行した資金信用証明
- (二) 投資意向書、増資・合併・買収プロジェクトの会社董事会決議書
- (三) 銀行が発行した融資意向書
- (四) 環境保護行政主管部門が発行した環境影響評価意見書
- (五) 都市・農村計画部門が発行した計画地選定の意見書
- (六) 国土資源管理部門が発行したプロジェクト用地予備審査意見書
- (七) 国有資産もしくは土地使用权で出資する場合、関連主管部門が発行した確認文書の提出が必要
- (八) 省エネルギー評価文書または省エネルギー登記表
- (九) 法律・法規が提出を求めるその他の書類

第四章 審査・認可プロセス

第九条 審査・認可権が国家発展改革委員会に属するプロジェクトは、省級発展改革部門がプロジェクト申請報告に対して初回審査を行い、意見を提出した後、国家発展改革委員会に報告する。計画単列企業集団および中央管理企業は直接、国家発展改革委員会にプロジェクト審査報告を提出でき、かつプロジェクト所在地の省級発展改革部門の意見を添付できる。

第十条 国家発展改革委員会がプロジェクト申請報告を審査・認可する場合で、国务院の行政主管部門に意見を求める必要があるときは、国务院の行政主管部門に対して意見聴取書を発行し、かつ関連書類を添付しなければならない。国务院の行政主管部門は上述の書類を受け取ってから7営業日以内に、国家発展改革委員会に意見書を提出しなければならない。

第十一条 国家発展改革委員会はプロジェクト申請報告を受理してから5営業日以内に、評価・論証

を行う必要がある重点問題につき、資質のあるコンサルティング機関に委託して、評価・論証を行う。委託を受けたコンサルティング機関は、規定の期間内に国家発展改革委員会に評価報告を提出しなければならない。

公共の利益に重大な影響を与える可能性があるプロジェクトについて、国家発展改革委員会は審査・認可を行うときに適切な方法を採用して公衆の意見を求めなければならない。

第十二条 国家発展改革委員会は、プロジェクト申請報告を受理してから 20 営業日以内にプロジェクト申請報告の審査・認可を完了させる。もし 20 営業日以内に審査・認可の決定ができない場合は、国家発展改革委員会の責任者が 10 営業日の延長を批准し、合わせて期限延長の理由をプロジェクト申告単位に知らせる。

前項規定の審査・認可期限には、コンサルティング機関への評価の委託、公衆への意見聴取に要する期間を含まない。

第十三条 国家発展改革委員会は審査・認可したプロジェクトについて、プロジェクト申告単位に書面の審査・認可文書を発行する。審査・認可を与えないプロジェクトについては、書面の決定をもってプロジェクト申告単位に通知し、理由を説明し、かつプロジェクト申告単位には法に則って行政再議を申し立てるか、または行政訴訟を起こす権利があることを知らせなければならない。

第五章 審査・認可条件と効力

第十四条 国家発展改革委員会がプロジェクト申請報告を審査・認可する条件は以下のとおり。

- (一) 国家の関連法律・法規および『外商投資産業指導目録』、『中西部地区外商投資優位産業目録』の規定に符合していること
- (二) 国民経済および社会発展の総合的な計画、主体機能区計画、特別項目計画、産業政策の要求に符合していること
- (三) 公共の利益および国家の独占禁止、安全審査の関連規定に符合していること
- (四) 土地利用計画および都市・農村計画、省エネルギー審査意見、環境保護政策の要求に符合していること
- (五) 地域の配置および資源の開発、利用の要求に符合していること
- (六) 国家の資本項目管理、外債管理の関連規定に符合していること

第十五条 プロジェクト申告単位は国家発展改革委員会の審査・認可文書に基づき、法に則って土地使用および都市・農村計画、品質の監督・管理、安全生産、資源利用、企業の設立（変更）、資本項目管理、外債管理、設備の輸入、税收政策の適用等の面で手続を行う。

第十六条 国家発展改革委員会が発行する審査・認可文書は、審査・認可文書の有効期限を規定しなければならない。有効期間内において、審査・認可文書はプロジェクト申告単位が本弁法第十五条に列挙する関連手続を行う依拠となる。有効期間満了後、プロジェクト申告単位が上述の関連手続を行う場合、国家発展改革委員会が発行する延長許可文書を合わせて提

示しなければならない。

第十七条 審査・認可を経ていない外商投資プロジェクトは、業界管理、国土資源、都市・農村計画、品質の監督・管理、安全生産の監督・管理、工商、税関、税務、外貨管理等の部門で関連手続を進めてはならない。

第十八条 プロジェクト申告単位がプロジェクトの分割または虚偽資料の提出等の不正な手段でプロジェクト審査・認可文書を取得した場合、国家発展改革委員会は当該プロジェクトの審査・認可文書を取り消すことができる。

第十九条 国家発展改革委員会はプロジェクト申告単位によるプロジェクトの執行状況および地方発展改革部門の外商投資プロジェクトへの審査・認可状況を監督・検査し、問題を調査・確認し、法に則って処置を行うことができる。

第六章 変更とその審査・認可

第二十条 国家発展改革委員会が審査・認可したプロジェクトに以下のいずれかの状況が発生した場合、国家発展改革委員会に変更を申請しなければならない。

- (一) 建設場所に変更が生じた場合
- (二) 投資家もしくは株主に変更が生じた場合
- (三) 主要な建設内容および主要製品に変更が生じた場合
- (四) 投資総額が審査・認可されたもとの投資額を 20% およびそれ以上を超える場合
- (五) 関連法律・法規および産業政策の規定が変更を求めるその他の状況

第二十一条 変更に係る審査・認可の手順は、本弁法第四章の規定に照らして執行する。

第七章 附則

第二十二条 プロジェクト情報を遅滞なく把握するため、地方が審査・認可した投資総額 3000 万米ドル以上の外商投資プロジェクトについて、省級発展改革部門は審査・認可日より 20 営業日以内にプロジェクト審査・認可文書の写しを国家発展改革委員会に報告する。

各級の発展改革部門は、関連規定に照らしてプロジェクト審査・認可の情報公開業務を適切に遂行する。

第二十三条 各省級発展改革部門は、本弁法に依拠して相応する管理弁法を制定する。

第二十四条 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地区の投資家が大陸地区で投資プロジェクトを行う場合、本弁法を参照して執行する。

外国投資家が人民元を利用して国内で投資するプロジェクトは、本弁法に則って執行する。

第二十五条 本弁法は国家発展改革委員会が解釈の責任を負う。

第二十六条 本弁法は 年 月 日より施行する。これ以前の外商投資プロジェクト審査・認可管理に関係する規定が本弁法に抵触する場合は、すべて本弁法に則って執行する。

(中国語原文)

外商投资项目核准管理办法 (征求意见稿)

第一章 总则

第一条 根据《中华人民共和国行政许可法》、《指导外商投资方向规定》、《国务院关于投资体制改革的决定》和《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》，为规范对外商投资项目的核准管理，特制定本办法。

第二条 本办法适用于各类外商投资项目，包括中外合资、中外合作、外商独资、外商投资合伙、外国投资者并购境内企业、外商投资企业（含境外上市后变更形成的外商投资企业）增资及再投资项目和其他外商投资项目等。

第二章 核准机关及权限

第三条 按照《外商投资产业指导目录》分类，总投资 3 亿美元及以上的鼓励类、允许类项目和总投资 5000 万美元及以上的限制类项目，由国家发展改革委核准项目申请报告。

第四条 总投资 3 亿美元以下的鼓励类、允许类项目和总投资 5000 万美元以下的限制类项目，由地方发展改革部门核准，其中限制类项目须由省级发展改革部门核准，此类项目的核准权不得下放。

第五条 上述项目中，增资项目总投资以新增的投资额、并购项目总投资以交易额计算。外国投资者并购境内企业项目涉及国家安全的，应当按照国家有关规定进行安全审查。

第六条 国务院对项目核准机关另有规定的，以及银行、证券、保险等金融领域的外商投资项目，按照国家有关规定办理。

第三章 项目申请报告

第七条 外商投资项目应按国家有关要求编制项目申请报告。报送国家发展改革委的项目申请报告应包括以下内容：

- (一) 项目和投资方基本情况；
- (二) 发展规划、产业政策和行业准入分析；
- (三) 资源开发及综合利用分析；
- (四) 节能方案分析；
- (五) 建设用地、征地拆迁及移民安置分析；
- (六) 环境和生态影响分析；
- (七) 经济和社会影响分析。

外国投资者并购境内企业项目，如不涉及扩大生产及投资规模，可适当简化项目申请报告，应包括境内企业情况、投资方情况、并购安排、并购后企业的经营方式、经营范围和股权结构、融资方案、并购所得收入的使用安排等。

第八条 报送国家发展改革委的项目申请报告应附以下文件：

- (一) 中外投资各方的企业注册证明材料及经审计的最新企业财务报表（包括资产负债表、利润表和现金流量表）、开户银行出具的资金信用证明；
- (二) 投资意向书，增资、并购项目的公司董事会决议；
- (三) 银行出具的融资意向书；
- (四) 环境保护行政主管部门出具的环境影响评价意见书；
- (五) 城乡规划部门出具的规划选址意见书；
- (六) 国土资源管理部门出具的项目用地预审意见书；
- (七) 以国有资产或土地使用权出资的，需由有关主管部门出具的确认文件；
- (八) 节能评估文件或节能登记表；
- (九) 其他根据法律法规应提交的文件。

第四章 核准程序

第九条 按核准权限属于国家发展改革委核准的项目，由省级发展改革部门对项目申请报告初审提出意见后报国家发展改革委；计划单列企业集团和中央管理企业可直接向国家发展改革委提交项目申请报告，并附项目所在地省级发展改革部门的意见。

第十条 国家发展改革委核准项目申请报告时，需要征求国务院行业主管部门意见的，应向国务院行业主管部门出具征求意见函并附相关材料。国务院行业主管部门应在接到上述材料之日起 7 个工作日内，向国家发展改革委提出书面意见。

第十一条 国家发展改革委在受理项目申请报告之日起 5 个工作日内，对需要进行评估论证的重点问题委托有资质的咨询机构进行评估论证。接受委托的咨询机构应在规定的时间内向国家发展改革委提出评估报告。

对于可能会对公共利益造成重大影响的项目，国家发展改革委在进行核准时应采取适当方式征求公众意见。

第十二条 国家发展改革委自受理项目申请报告之日起 20 个工作日内，完成对项目申请报告的核准。如 20 个工作日内不能做出核准决定的，由国家发展改革委负责人批准延长 10 个工作日，并将延长期限的理由告知项目申报单位。

前款规定的核准期限，委托咨询评估、征求公众意见所需的时间不计算在内。

第十三条 国家发展改革委对核准的项目向项目申报单位出具书面核准文件；对不予核准的项目，应以书面决定通知项目申报单位，说明理由并告知项目申报单位享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。

第五章 核准条件及效力

- 第十四条** 国家发展改革委对项目申请报告的核准条件是：
- (一) 符合国家有关法律法规和《外商投资产业指导目录》、《中西部地区外商投资优势产业目录》的规定；
 - (二) 符合国民经济和社会发展规划、主体功能区规划、专项规划和产业政策的要求；
 - (三) 符合公共利益、国家反垄断和安全审查的有关规定；
 - (四) 符合土地利用规划、城乡规划、节能审查意见和环境保护政策的要求；
 - (五) 符合地区布局、开发利用资源的要求；
 - (六) 符合国家资本项目管理、外债管理的有关规定。
- 第十五条** 项目申报单位凭国家发展改革委的核准文件，依法办理土地使用、城乡规划、质量监管、安全生产、资源利用、企业设立（变更）、资本项目管理、外债管理、设备进口及适用税收政策等方面手续。
- 第十六条** 国家发展改革委出具的核准文件应规定核准文件的有效期。在有效期内，核准文件是项目申报单位办理本办法第十五条所列相关手续的依据；有效期满后，项目申报单位办理上述相关手续时，应同时出示国家发展改革委出具的准予延续文件。
- 第十七条** 未经核准的外商投资项目，行业管理、国土资源、城乡规划、质量监管、安全生产监管、工商、海关、税务、外汇管理等部门不得办理相关手续。
- 第十八条** 项目申报单位以拆分项目或提供虚假材料等不正当手段取得项目核准文件的，国家发展改革委可以撤销对该项目的核准文件。
- 第十九条** 国家发展改革委可以对项目申报单位执行项目情况和地方发展改革部门核准外商投资项目情况进行监督检查，并对查实问题依法进行处理。

第六章 变更及其核准

- 第二十条** 经国家发展改革委核准的项目如出现下列情况之一的，需向国家发展改革委申请变更：
- (一) 建设地点发生变化；
 - (二) 投资方或股权发生变化；
 - (三) 主要建设内容及主要产品发生变化；
 - (四) 总投资超过原核准投资额 20%及以上；
 - (五) 有关法律法规和产业政策规定需要变更的其他情况。
- 第二十一条** 变更核准的程序比照本办法第四章的规定执行。

第七章 附则

- 第二十二条** 为及时掌握核准项目信息，地方核准的总投资 3000 万美元以上的外商投资项目，由省级发展

改革部门在项目核准之日起 20 个工作日内，将项目核准文件抄报国家发展改革委。各级发展改革部门应按照相关规定做好项目核准的信息公开工作。

第二十三条 各省级发展改革部门应依据本办法，制定相应的管理办法。

第二十四条 香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区的投资者在祖国大陆举办的投资项目，参照本办法执行。

外国投资者以人民币在境内投资的项目，按照本办法执行。

第二十五条 本办法由国家发展改革委负责解释。

第二十六条 本办法自 年 月 日起施行。此前有关外商投资项目核准管理的规定，凡与本办法有抵触的，均按本办法执行。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。